

b. 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模又は能力ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

「宮城県公害防止条例」の対象となるばい煙、粉じん等に係る特定施設は、表6.2.7-11・12のとおりである。

表 6.2.7-11 宮城県公害防止条例の対象となるばい煙に係る特定施設

施設番号	施設の種類	規模又は能力
1	練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	原料の処理能力が1日当たり1t以上のもの
2	石油の精製又は石油製品若しくは石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	
3	廃油の再生の用に供する焼却炉	焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの
4	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

表 6.2.7-12 宮城県公害防止条例の対象となる粉じんに係る特定施設

施設番号	施設の種類	規模又は能力
1	チップ又はのこぎりくずの堆積場	面積が100m ² 以上のもの
2	動力打綿機及び動力混打綿機	

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

イ. 騒音

(ア) 環境基準

騒音に係る環境基準は、表6.2.7-13のとおりである。調査範囲における騒音に係る環境基準の類型指定区分は、図6.2.7-5のとおりである。

計画地は工業専用地域に該当するため、類型指定されていない。

表 6.2.7-13 騒音に係る環境基準 (道路に面する地域を含む)

地域 ^{注1)} の類型	当てはめる地域	地域の区分	基準値	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22時~6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く。)に限る。)		50dB以下	40dB以下
A	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域(AAの項に掲げる地域を除く)	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域(仙台市のAの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る)	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域(Bの項に掲げる地域を除く)、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	一般の地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路 ^{注2)} に近接する空間(屋外)		70dB以下	65dB以下
	幹線交通を担う道路 ^{注2)} に近接する空間(窓を閉めた屋内) ^{注3)}		45dB以下	40dB以下

注：1. 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2. 「幹線交通を担う道路」高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路に近接する空間(道路端から2車線以下は15m、2車線以上は20mの範囲)

3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」の個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内への透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
 「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月30日宮城県告示第312号)
 「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月30日仙台市告示第126号)
 「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月1日塩竈市告示第98号)
 「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年4月30日多賀城市告示第38号)
 「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について等の改定について」(平成30年2月19日、環水大大発第1802193号)
 より作成

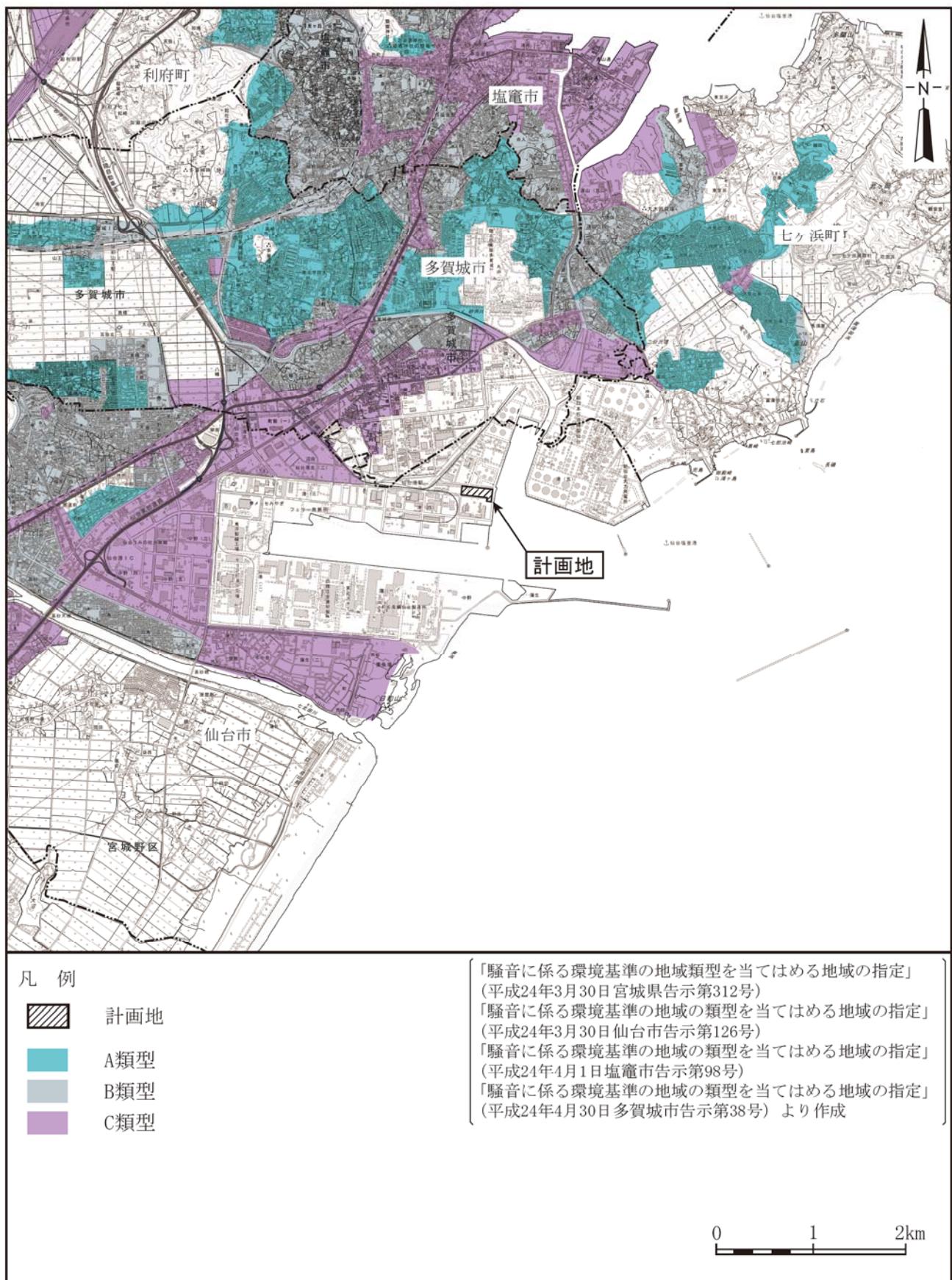


図 6.2.7-5 騒音に係る環境基準の類型指定区分

(イ) 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は、表6.2.7-14のとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区分は、図6.2.7-6のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、要請限度の適用を受けない。

表 6.2.7-14 自動車騒音に係る要請限度

区域 の 区分	当てはめる地域		車線等	要請限度	
	仙台市	塩竈市、多賀城市、 七ヶ浜町、利府町		昼 間 (6 ~ 22 時)	夜 間 (22 ~ 6 時)
a 区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 特別用途地区のうち文教地区	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	1 車線	65dB	55dB
			2 車線以上	70dB	65dB
b 区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域(文教地区を除く)、 近隣商業地域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域)、 市街化調整区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域	1 車線	65dB	55dB
			2 車線以上	75dB	70dB
c 区域	近隣商業地域(b区域に該当する区域を除く)、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	車線を有する 道路	75dB	70dB
	幹線交通を担う道路に近接する区域			75dB	70dB

注：1. 区域の区分

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2. 「車線」とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。

3. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地の境界線によりその範囲を特定する。

・ 2車線以下の車線を有する道路 15m

・ 2車線を超える車線を有する道路 20m

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年3月2日総理府令第15号)
 「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」
 (平成12年宮城県告示第315号)
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日仙台市告示第230号)
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による区域の区分」(平成24年4月1日塩竈市告示第97号)
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による区域の区分」(平成24年3月30日多賀城市告示第33号)
 より作成

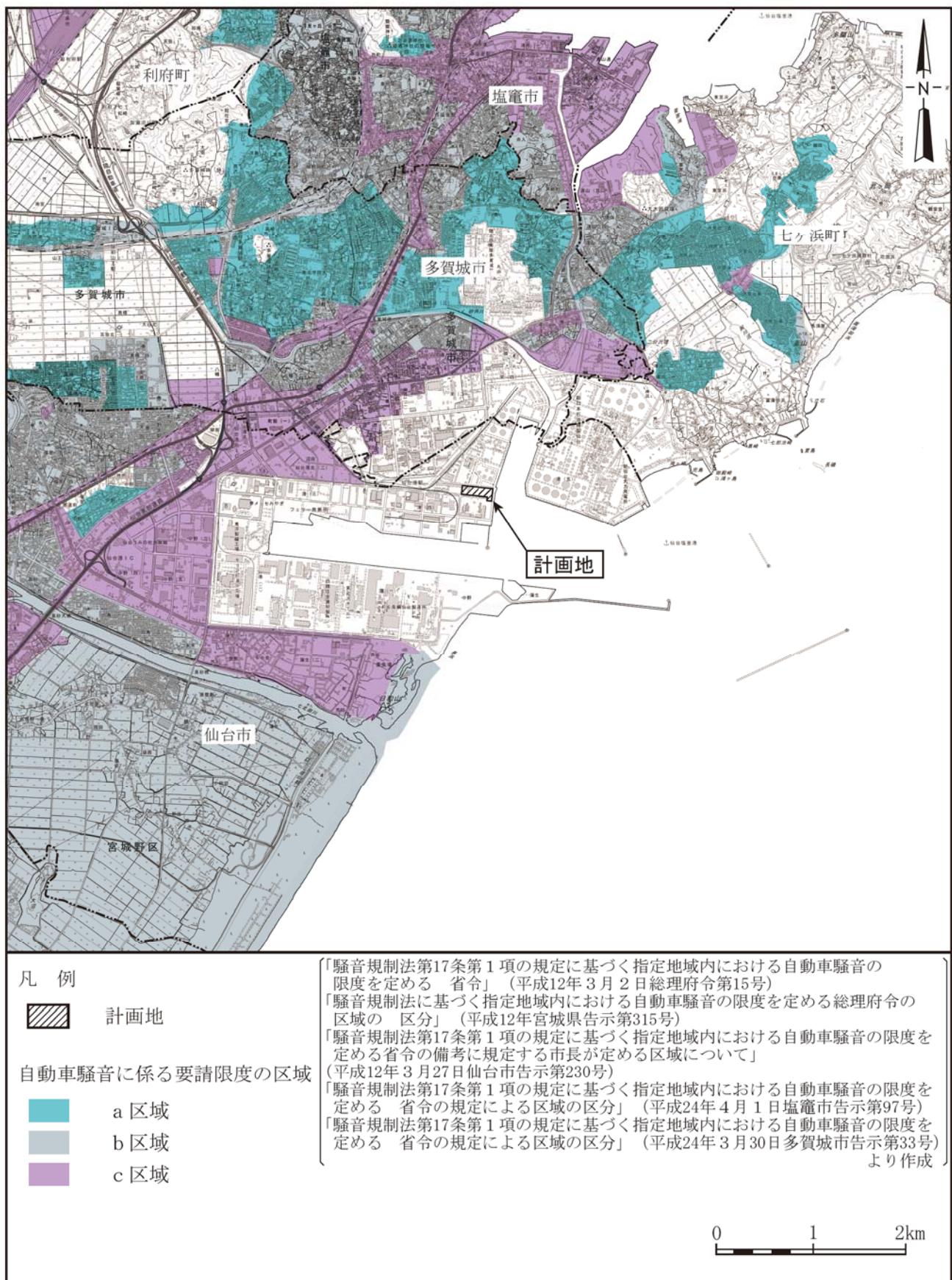


図 6.2.7-6 自動車騒音に係る要請限度の区域

(4) 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」、「宮城県公害防止条例」に基づき、工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場・特定事業場の設置者は、施設を設置した区域に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。「仙台市公害防止条例」では、施設を定めずに工場等の敷地境界上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準は表6.2.7-15、騒音に係る特定施設は表6.2.7-16・17のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 6.2.7-15 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

	区域の区分		時間区分				
	当てはめる地域		朝	昼間	夕	夜間	
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	6時	8時	19時	22時	6時
第1種 区 域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、文教地区	文教地区 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	40dB	
第2種 区 域	第一種住居地域、第二種住居地域（文教地区を除く）、準住居地域（文教地区を除く）、近隣商業地域（第1種区域の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る）地域又は地区の指定のない地域の区域、市街化調整区域の区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50dB	55dB	50dB	45dB	
第3種 区 域	近隣商業地域（第2種区域の項に含まれる地域を除く）、商業地域、準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55dB	60dB	55dB	50dB	
第4種 区 域	工業地域	工業地域	60dB	65dB	60dB	55dB	

注：第2種区域、第3種区域、第4種区域の学校等の敷地及び周囲50mの区域内における当該基準は上表の定める値から5dBを減じた値とする。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

※仙台市の都市計画区域外の県条例の特定事業場については、第2種区域の基準を適用する。

※仙台市以外の地域の指定のない地域の県条例の特定事業場は第2種区域の基準を適用する。

「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成27年3月31日宮城県告示第390号）
 「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号）
 「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成24年4月1日塩竈市告示第95号）
 「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成24年3月30日多賀城市告示第31号）
 「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成

表 6.2.7-16 騒音に係る特定施設（騒音規制法施行令）

施設番号	施設の種類
1	金属加工機械
イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ホ	機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
ヘ	せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	プラスト(タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
ヌ	タンブラー
ル	切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)
ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
ハ	碎木機
ニ	帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
ホ	丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

〔「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日政令第324号) より作成〕

表 6.2.7-17 騒音に係る特定施設（宮城県公害防止条例）

施設番号	施設の種類
4-1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの。) (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの。) (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (5) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの。) (6) せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの。) (7) 鍛造機 (8) ワイヤーフォーミングマシン (9) プラスト(タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) (10) タンブラー (11) 切断機(といしを用いるものに限る。)
4-2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
4-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
4-4	織機(原動機を用いるものに限る。)
4-5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの) (2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る。原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
4-7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1) ドラムバーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。) (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。) (5) 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。) (6) かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。)
4-8	抄紙機
4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
4-10	合成樹脂用射出成形機
4-11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
4-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)(出力が3.75kW以上のもの。)
4-13	クーリングタワー(電動機の定格出力が0.75kW以上のもの。)
4-14	バーナー(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの。)
4-15	織維工業の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 動力打綿機 (2) 動力混打綿機 (3) 紡糸機
4-16	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機
4-17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) ニューマチックハンマー (2) 製てい機 (3) 製びよう機 (4) 打抜機(電動機の定格出力が2.25kW以上のもの。) (5) 研削機(電動機の定格出力が1.5kW以上のもの。)
4-18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 切断機 (2) せん孔機 (3) 研磨機

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

(I) 特定建設作業・指定建設作業に係る騒音の基準

「騒音規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（特定建設作業）については、予め届出を行うとともに作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。また、「仙台市公害防止条例」では、指定建設作業について、区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

特定建設作業に係る騒音の規制基準は表6.2.7-18、指定建設作業に係る騒音の規制基準は表6.2.7-19のとおりである。

表 6.2.7-18 特定建設作業に係る騒音の規制基準（騒音規制法）

特定建設作業の種類	敷地 境界線 における騒音 レベル	作業時間		1日における 延べ作業時間		同一場所 における 連続作業 期間	日曜・その 他の 休日に おける 作業
		1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域		
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	85dB	午前 7時 から 午後 7時	午前 6時 から 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日 以内	禁 止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）							
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）							
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業							
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業							
8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業							

第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校等の敷地の80m以内の区域。
※仙台市は市街化調整区域を含む。

第2号区域：工業地域のうち学校等の敷地の周囲80mの区域を除く区域

学 校 等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

- 「騒音規制法施行令」（昭和43年11月27日政令第324号）
- 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）
- 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年3月30日宮城県告示第308号）
- 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月仙台市告示186号）
- 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年4月1日塩竈市告示第96号）
- 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年3月30日多賀城市告示第32号）より作成

表 6.2.7-19 指定建設作業に係る騒音の規制基準（仙台市公害防止条例）

指定建設作業の種類	敷地 境界線 におけ る騒音 レベル	作業時間		1日における 延べ作業時間		同一場所 における 連続作業 期間	日曜・ 休日に おける 作業
		1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域		
イ ブルドーザー、パワーショベル、バッ クホウその他これらに類する掘削機 械を使用する作業	80dB (但し学 校、病院 等の周 囲50m の区域 内にあ る場合 には 75dB)	午 前 7 時 か ら 午 後 7 時	午 前 6 時 か ら 午 後 9 時		10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	6 日 以 内
ロ 振動ローラー、タイヤローラー、ロー ドローラー、振動ブレード、振動ラン マその他これらに類する締固め機械 を使用する作業							禁 止
ハ ロードカッターその他これらに類す る切削機を使用する作業							
二 はつり作業及びコンクリート仕上げ 作業で原動機を使用するもの							

指定建設作業は、作業地点が連続的に移動するものにあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

注：第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種
住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、用途地
域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以内の区
域。

第2号区域：工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以外の区域。

学校 等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人
ホーム

〔「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日仙台市条例第5号）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成〕

ウ. 振 動

(ア) 道路交通振動の要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表6.2.7-20のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、要請限度の適用を受けない。

表 6.2.7-20 道路交通振動に係る要請限度

	区域の区分		時間の区分		
	当てはめ地域		昼間		夜間
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	8時	19時	8時
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（その周囲が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの）、市街化調整区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域		65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域（第1種区域に該当する区域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域	近隣商業地域 商業地域、 準工業地域、 工業地域		70dB	65dB

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）
「道路交通振動規制の区域及び時間」（昭和53年宮城県告示第265号）
「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日仙台市告示第190号）
「振動規制法に基づく道路交通振動規制の区域の区分及び時間の区分」（平成24年4月1日塩竈市告示第101号）
「振動規制法に基づく道路交通振動規制の区域の区分及び時間の区分」（平成24年3月30日多賀城市告示第36号）
より作成

(イ) 工場・事業場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」、「宮城県公害防止条例」に基づき、工場・事業場に振動が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場・特定事業場の設置者は、施設を設置した区域に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。「仙台市公害防止条例」では、施設を定めずに工場等の敷地境界上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

工場・事業場等に係る振動の規制基準は表6.2.7-21、振動に係る特定施設は表6.2.7-22・23のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 6.2.7-21 工場・事業場等に係る振動の規制基準

	区域の区分		時間の区分		
	当てはめ地域		昼間		夜間
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	8時	19時	8時
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（その周囲が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの）、市街化調整区域、地域又は地区の指定のない地域の区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域		60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域(第1種区域に該当する区域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域	近隣商業地域 商業地域、 準工業地域、 工業地域		65dB	60dB

注：学校等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上欄の定める値から5 dBを減じた値とする。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム
※仙台市の都市計画区域外の県条例の特定事業場等については、第1種区域の基準を適用する。

※仙台市以外の用途地域及び文教地区の指定のない地域については第1種区域の基準を適用するものとする。

- 「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成27年3月31日宮城県告示第391号）
 「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第188号）
 「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年4月1日塩竈市告示第99号）
 「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日多賀城市告示第34号）
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）
 「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）より作成

表 6.2.7-22 振動に係る特定施設（振動規制法施行令）

施設番号	施設の種類
1	金属加工機械
	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
	ニ 鍛造機
2	ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
7	ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

〔「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号)より作成〕

表 6.2.7-23 振動に係る特定施設（宮城県公害防止条例）

施設番号	施設の種類
5-1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	(2) 機械プレス
	(3) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のもの。)
	(4) 鍛造機
	(5) ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のもの。)
5-2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
5-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
5-4	織機(原動機を用いるもの。)
5-5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの。)
5-6	(2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの。)
	木材加工機械の用に供する施設で次に掲げるもの
(1)	(1) ドラムバーカー
	(2) チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの。)
5-7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの。)
5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く。)(原動機の定格出力が30kW以上のもの。)
5-9	合成樹脂用射出成形機
5-10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの。)
	(2) 製管機械
5-12	(3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの。) ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)(定格出力が10kW以上のもの)
	冷凍機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

(ウ) 特定建設作業・指定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業（特定建設作業）については、予め届出を行うとともに作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。また、「仙台市公害防止条例」では、指定建設作業について、区域に応じた振動の規制基準が定められている。

特定建設作業に係る振動の規制基準は表6.2.7-24、指定建設作業に係る振動の規制基準は表6.2.7-25のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 6.2.7-24 特定建設作業に係る振動の規制基準（振動規制法）

特定建設作業の種類	敷地 境界線 におけ る振動 レベル	作業時間		1日における 延べ作業時間		同一場所 における 連続作業 期間	日曜・ 休日に おける 作業
		1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域		
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業							
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	75dB	午前 7時 から 午後 7時	午前 6時 から 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日 以内	禁 止
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							

注：第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以内の区域。
※仙台市は市街化調整区域を含む。

第2号区域：工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80mの区域を除く区域。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号）
「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」（平成24年3月30日宮城県告示第310号）
「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日仙台市告示第189号）
「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」（平成24年4月1日塩竈市告示第100号）
「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」（平成27年5月29日多賀城市告示第96号）
より作成

表 6.2.7-25 指定建設作業に係る振動の規制基準（仙台市公害防止条例）

指定建設作業の種類	敷地 境界線 におけ る振動 レベル	作業時間		1日における 延べ作業時間		同一場所 における 連続作業 期間	日曜・ 休日に おける 作業
		1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域		
イ ブルドーザー、パワーショベル、バッ クホウその他これらに類する掘削機 械を使用する作業	75dB (但し学 校、病院 等の敷 地周囲 50m以 内の区 域にお いては 70dB)	午 前 7 時 から 午 後 7 時	午 前 6 時 から 午 後 9 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	6 日 以 内	禁 止
ロ 振動ローラー、ロードローラーその他 これらに類する締固め機械を使用す る作業							

指定建設作業は、作業地点が連続的に移動するものにあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

注：第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、市街化調整区域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以内の区域。

第2号区域：工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以外の区域。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

〔「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日仙台市条例第5号）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成〕

工. 悪臭

（7）悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質（22項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び規制基準は、表6.2.7-26のとおりである。

塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町では、悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制（敷地境界線臭気指数15）が行われている。規制基準は、表6.2.7-27のとおりであり、対象は規制地域内の全事業場である。

調査範囲における規制地域は、図6.2.7-7のとおりである。

表 6.2.7-26 悪臭防止法に基づく規制基準（仙台市）
 (特定悪臭物質の種類及び許容濃度)

特定悪臭物質の種類	許容濃度 (ppm)
アンモニア	1
イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002
イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02
酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01
メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009
トルエン	10
トリメチルアミン	0.005
スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05
キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05
プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソ吉草酸	0.001

「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条第1項の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日仙台市告示第109号)
 「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」
 (2018年11月閲覧、仙台市HP) より作成

表 6.2.7-27 悪臭防止法に基づく規制基準（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町）

市町村	臭気指数
塩竈市	
多賀城市	
七ヶ浜町	15

「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」
 (平成24年4月1日、塩竈市告示第102号)
 「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」
 (平成24年3月30日、多賀城市告示第37号)
 「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」
 (平成24年3月30日宮城県告示第311号) より作成

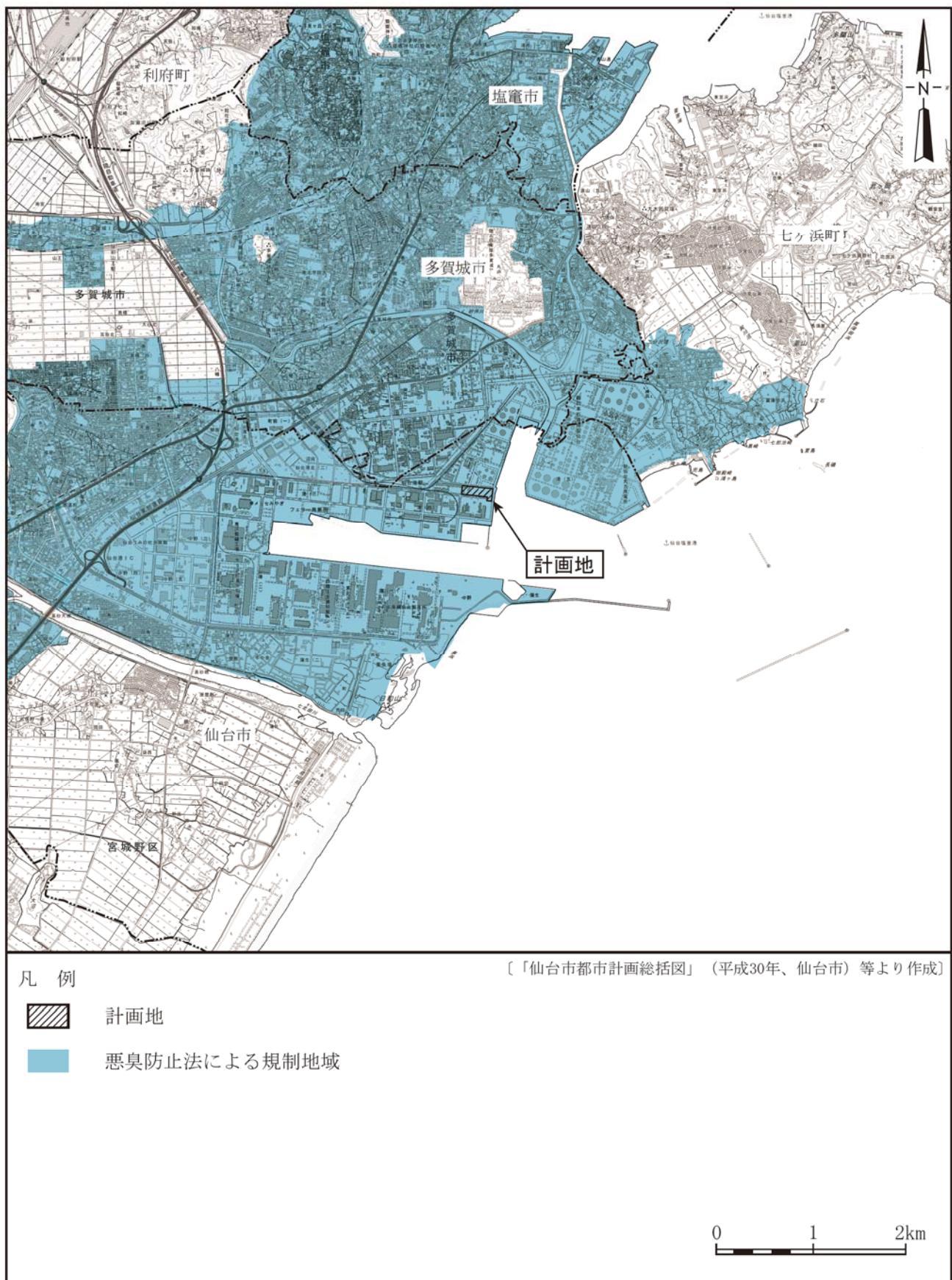


図 6.2.7-7 悪臭防止法による規制地域